

## 一般社団法人 予防衛生協会 研究助成規程

### 目的

第1条 本規程は、一般社団法人予防衛生協会（以下、「本協会」という。）が定款第4条1項の規定に基づき行う研究助成の実施に関し、必要な事項を定める。

### 名称

第2条 この研究助成制度の名称を、「NHP-A（Nonhuman Primates-Associates）研究助成」（以下、「助成」）とする。

### 助成対象

第3条 本規程による研究助成の対象は、日本国内の国公立・私立の大学および公的（国公立及び公益法人等）研究機関に属する者が行う、以下のいずれかに該当する調査、研究とする。

- （1）非ヒト霊長類を用いる感染症研究および医科学研究
- （2）非ヒト霊長類の飼育・繁殖、獣医学的管理、検査法に関する研究および技術開発
- （3）非ヒト霊長類を用いる動物実験の3Rs（Replacement, Reduction, Refinement）に関する研究および技術開発
- （4）その他、非ヒト霊長類の実験手技の技術開発、基本データの収集・解析等に関する研究

### 助成額および助成件数

第4条 助成額は本協会の当該年度の予算の範囲内とし、毎年2件以内の助成課題を採択する。（助成額は1件100万円とし、毎年2件以内の助成課題を採択する。）

### 助成金の交付

第5条 助成金は、助成受給者が所属する機関あるいは機関が指定する部署への寄附とする。

2. 助成金は、助成受給者が所属する機関あるいは部署が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

### 募集の方法

第6条 研究助成候補については公募により募集する。

2. 公募は関係機関へのメール送付および本協会のホームページをもって行う。
3. 公募要領は、選考委員会が作成する。

## 選考の方法

第7条 助成候補者の選考は、本協会に設置する選考委員会で審議し、理事会において決定する。

2. 選考委員会は、実験用の非ヒト霊長類に関わる研究分野の専門家および外部有識者、本協会の役員あるいは職員により構成し、理事会の承認を得るものとする。

3. 選考委員の選定については、公平性を担保するため、所属機関・年齢・性別などに配慮する。

4. 選考委員会の運用については、別に定める。

## 受給者の義務

第7条 受給者は、以下の義務を果たさなければならない。

- (1) 助成対象となった研究の完了
- (2) 助成金の適正な管理
- (3) 研究成果の報告
- (4) 研究の実施に関連する法令、指針等の遵守

## 成果の公表

第8条 受給者は、助成金の受給後2年以内に本協会が行うセミナー等において、当該研究の進捗・成果などについて報告する。

2. 受給者は、助成金の対象となった研究に関連して作成する論文等の成果物の公表に際し、当該研究が本協会の助成を受けた旨を明記するとともに、成果物等の写し等を提出する。

## その他

第9条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

## 規程の改廃

第10条 本規程の改廃は、選考委員会の意見を聞いて理事会が決定する。

## 附則（平成29年3月21日制定）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社団法人予防衛生協会 研究助成規程（平成21年10月1日改正）は廃止する。

## 附則（令和2年6月2日改定）

この規程は、令和2年6月2日から施行する。